

今回のテーマ： ジェンダー平等に向けた支援策

ジェンダー平等を理念としたパリオリンピックでは、史上初めて男女の選手数が同数となったということです。日本のジェンダー平等に向けた取り組みのうち、法人に対する支援策をいくつかご紹介します。

賃上げ促進税制（2024年度税制改正）の優遇

従業員の賃上げを積極的に行う法人には給与増加額の10~30%の税制優遇があります。子育てとの両立・女性活躍支援を積極的に行う法人に対しては税額控除率が上乗せされることとなりました。

上乗せ要件			上乗せ 税額控除
大企業 (資本金1億円超等)	中堅企業 (従業員2,000人以下等)	中小企業 (資本金1億円以下等)	
プラチナくるみん認定 or プラチナえるぼし認定	プラチナくるみん認定 or えるぼし認定(3段階目以上)	くるみん認定 or えるぼし認定(2段階目以上)	+5%

えるぼし認定・くるみん認定の概要

制度	特徴	メリット	申請先
えるぼし 認定	<ul style="list-style-type: none">女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良である法人へ付与管理職比率、継続就業等5つの基準の達成状況等に応じて1~3段階に認定	<ul style="list-style-type: none">税制優遇日本政策金融公庫による特定の融資を通常より低金利で利用可能公共調達における優遇措置	都道府県 労働局
くるみん 認定	<ul style="list-style-type: none">子育てサポート企業として行動計画を策定・達成した法人へ付与10項目の認定基準を全て満たすことにより認定	<ul style="list-style-type: none">税制優遇公共調達における優遇措置くるみん助成金(上限50万円) ※中小事業主に限る	

子育て支援・女性活躍支援を狙いとした補助金（東京都の場合）

補助金名	対象者	支給額	申請先
女性の活躍推進助成金	女性が少ない職種等に新規採用・配置する都内中小企業等	最大500万円	公益財団法人 東京しごと財団
働くパパママ育児応援奨励金	育児休業を推進する都内企業等	最大410万円	

お見逃しなく！

賃上げ促進税制の適用上、くるみん認定、えるぼし認定については認定取得の初年度のみ上乗せが可能となります。一方でプラチナくるみん認定・プラチナえるぼし認定については事業年度終了時に認定されていれば、取得初年度に限らず認定期間は継続して上乗せが可能となります。